

【変更日：2023年5月31日】 イタンジ株式会社 【ITANDI SYSTEM 利用規約】 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第4条（定義） ①～⑩（略）</p>	<p>第4条（定義） ①～⑩（略）</p> <p>⑩「ITANDIフォーマット」とは、不動産関連業務において不動産情報を收受する目的に応じて当社が設計・開発した掲載物件取り込み用共通フォーマット仕様書に基づくデータ形式をいい、具体的に以下に掲げる者が利用します。</p> <p>（ア）ITANDIフォーマット提携企業（不動産関連業務において自社のサービスに利用する目的でITANDIフォーマットの利用を希望する企業。）</p> <p>（イ）ITANDIフォーマット利用者（イタンジシステムまたはITANDIフォーマット提携企業の提供するサービスを利用する目的において、ITANDIフォーマットを利用する希望者。）</p>	<p>第4条（定義） ⑩を新規追加いたしました。</p>
<p>第24条。（イタンジシステムアカウントの管理）</p> <p>1. イタンジシステム利用者は、イタンジシステムアカウントの使用および管理に一切の責任を負うものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買などをしてはならないものとします。</p> <p>2.～4.（略）</p>	<p>第24条。（イタンジシステムアカウントの管理）</p> <p>1. イタンジシステム利用者は、イタンジシステムアカウントの使用および管理に一切の責任を負うものとし、これを第三者に利用、貸与、譲渡、名義変更、売買などをしてはならないものとします。</p> <p>2.～4.（略）</p>	<p>第13条（免責事項） 条文中の字句を削除いたしました。</p>
<p>（新設）</p> <p>第32条。（分離可能性） （略）</p> <p>第33条。（届出義務） （略）</p> <p>第34条。（イタンジシステム利用者における機密保持） （略）</p> <p>第35条。（当社における機密保持） （略）</p> <p>第36条。（個人情報の取り扱い） （略）</p> <p>第37条。（研究・開発目的の利用） （略）</p> <p>第38条。（損害賠償責任） （略）</p> <p>第39条。（反社会的勢力との取引等の禁止） （略）</p> <p>第40条。（イタンジシステム利用契約の解除） （略）</p> <p>第41条。（競業禁止等） （略）</p>	<p>第32条。（ITANDIフォーマット利用に関する特約）</p> <p>1. 当社は、イタンジシステム利用希望者のうち、ITANDIフォーマットの利用を希望する者に対し、当社所定の方法に拠り、ITANDIフォーマット仕様を提示します。</p> <p>2. ITANDIフォーマット利用者ならびにITANDIフォーマット提携企業（但し、前項に基づき当社との間でITANDI利用契約を締結した者に限ります。以下本章において同じ。）は、本規約等を順守の上、ITANDIフォーマットを自らの費用と責任（ITANDIフォーマット利用後にITANDIフォーマットに関するイタンジシステム技術情報の変更・修正などに関するカスタマイズ作業などが発生した場合も含む。）をもって利用するものとします。</p> <p>3. ITANDIフォーマット利用者がイタンジシステムの導入において第三者への委託を希望する場合、事前に当社の承認を得て、自らの費用と責任をもって行うものとします。この場合、イタンジフォーマット利用者は当該第三者の行為によって当社に損害・損失などが発生したときは、これを賠償しなければなりません。</p> <p>4. ITANDIフォーマット利用者は、ITANDIフォーマットの利用にあたり当社が定めるサポートが提供されている範囲内において利用するものとし、サポート範囲外でのITANDIフォーマットが利用された場合、イタンジシステムでは当該データの收受を行わないものとします。また、当社はその結果によって生じた損害・損失の責任の一切を負わないものとします。</p> <p>6. ITANDIフォーマットのサポート範囲については、ITANDIフォーマット仕様書に定めるサポート期間ないし範囲を原則とし、利用者はこれに従うものとします。</p> <p>第33条（分離可能性） （略）</p> <p>第34条。（届出義務） （略）</p> <p>第35条。（イタンジシステム利用者における機密保持） （略）</p> <p>第36条（当社における機密保持） （略）</p> <p>第37条（個人情報の取り扱い） （略）</p> <p>第38条（研究・開発目的の利用） （略）</p> <p>第39条（損害賠償責任） （略）</p> <p>第40条（反社会的勢力との取引等の禁止） （略）</p> <p>第41条（イタンジシステム利用契約の解除） （略）</p> <p>第42条（競業禁止等） （略）</p>	<p>第32条。（ITANDIフォーマット利用に関する特約） 条項の新規追加及び当該追加に当たって、条項の繰り下げの改正をいたしました。</p>

<p>第42条。(有効期間および残存条項)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 前項によりイタンジシステム利用契約が終了した場合でも、本規約第6条 (ITANDIBB 利用契約に関する手続き) 第1項、第7条 (ITANDI BB 利用契約の条件) 第5項、第8条 (ITANDI BB 利用契約の終了について) 第2項、第9条 (ITANDI BB +利用契約に関する手続き) 第4項、第6項および第7項、第13条 (ITANDI BB +の利用契約の終了について) 第2項、第14条 (ITANDI BB API 利用契約に関する手続き) 第3項、第18条 (イタンジシステム利用料金の支払い) (但し未払金がある場合に限ります。)、第19条 (イタンジシステム利用料金の返金)、第20条 (譲渡禁止) 第1項および第2項、第21条 (イタンジシステムの終了) 第2項および第3項、第22条 (イタンジシステム利用者の義務と責任) 乃至第26条 (イタンジシステム利用者の禁止行為)、第28条 (イタンジシステムの一時的な中断および中止など)、第29条 (システム登録情報の削除等) 第2項、第30条 (利用契約終了時の対応) 第3項および第4項、第34条 (イタンジシステム利用者における機密保持)、第36条 (個人情報の取り扱い)、第38条 (損害賠償責任)、第39条 (反社会的勢力との取引等の禁止) 第4項、第40条 (イタンジシステム利用契約の解除)、第41条 (競業禁止等)、本条本項、第43条 (準拠法・管轄裁判所)、第44条 (調査) ならびに第45条 (協議) の規定は、イタンジシステム利用契約終了後においても、有効に存続するものとします。</p> <p>3. (略)</p>	<p>第43条。(有効期間および残存条項)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 前項によりイタンジシステム利用契約が終了した場合でも、本規約第6条 (ITANDI BB 利用契約に関する手続き) 第1項、第7条 (ITANDI BB 利用契約の条件) 第5項、第8条 (ITANDI BB 利用契約の終了について) 第2項、第9条 (ITANDI BB +利用契約に関する手続き) 第4項、第6項および第7項、第13条 (ITANDI BB +の利用契約の終了について) 第2項、第14条 (ITANDI BB API 利用契約に関する手続き) 第3項、第18条 (イタンジシステム利用料金の支払い) (但し未払金がある場合に限ります。)、第19条 (イタンジシステム利用料金の返金)、第20条 (譲渡禁止) 第1項および第2項、第21条 (イタンジシステムの終了) 第2項および第3項、第22条 (イタンジシステム利用者の義務と責任) 乃至第26条 (イタンジシステム利用者の禁止行為)、第28条 (イタンジシステムの一時的な中断および中止など)、第29条 (システム登録情報の削除等) 第2項、第30条 (利用契約終了時の対応) 第3項および第4項、第35条 (イタンジシステム利用者における機密保持)、第37条 (個人情報の取り扱い)、第39条 (損害賠償責任)、第40条 (反社会的勢力との取引等の禁止) 第4項、第41条 (イタンジシステム利用契約の解除)、第42条 (競業禁止等)、本条本項、第44条 (準拠法・管轄裁判所)、第45条 (調査) ならびに第46条 (協議) の規定は、イタンジシステム利用契約終了後においても、有効に存続するものとします。</p> <p>3. (略)</p>	<p>第43条。(有効期間および残存条項)</p> <p>条項の繰り下げに当たって、条項にあわせるように本条項を改正いたしました。</p>
<p>第43条。(準拠法・管轄裁判所)</p> <p>(略)</p> <p>第44条。(調査)</p> <p>(略)</p> <p>第45条。(協議)</p> <p>(略)</p>	<p>第44条。(準拠法・管轄裁判所)</p> <p>(略)</p> <p>第45条。(調査)</p> <p>(略)</p> <p>第46条。(協議)</p> <p>(略)</p>	<p>条項の繰り下げに当たって、改正いたしました。</p>
<p>附則</p> <p>2021年7月27日改定</p> <p>2021年12月1日改定(別紙1のみ変更)</p> <p>2022年3月17日改定(別紙1のみ変更)</p> <p>2022年11月21日改定(別紙2のみ変更)</p> <p>2023年2月10日改定(別紙1、2変更)</p>	<p>附則</p> <p>2021年7月27日改定</p> <p>2021年12月1日改定(別紙1のみ変更)</p> <p>2022年3月17日改定(別紙1のみ変更)</p> <p>2022年11月21日改定(別紙2のみ変更)</p> <p>2023年2月10日改定(別紙1、3変更)</p> <p>2023年5月31日改定</p>	